

茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針

1. 背景

これまで、電気供給は地域の電力会社である一般電気事業者が独占的に行ってきたが、平成7年より電気事業制度改革が実施されたのを機に、平成12年から順次、小売部門の自由化が進められてきている。

現在では、特別高圧又は高圧受電で契約電力が原則50kW以上の需要家が対象となり、一般電気事業者だけでなく、特定規模電気事業者（PPS）からも電力を調達することが可能となっている。

このことから、本市の公共施設における電力調達についての基本方針を定める。

2. 目的

高圧で受電する施設については、電力供給が可能な事業者が複数存在することを踏まえ、環境に配慮した上で、価格など本市にとって有利な条件で電力調達を行うため、電力調達に関する基本的な事項を定め、もって財政負担の軽減に寄与することを目的とする。

3. 対象施設

この基本方針の対象とする公共施設は、高圧で受電する本市が設置する全ての公共施設とする。

4. 基本原則

施設の管理形態により、次のとおり基本原則を適用する。

(1) 市直営の施設に係る原則

ア 適正な電力契約の原則

施設所管課は、適正な電力契約を行うための見直しを常に行い、契約内容を変更することで電気料金の削減を図ることが出来ると見込まれるときは、低圧受電への切り替えも含めた変更を検討する。

イ 競争性確保の原則

電気事業者については、原則として、入札により決定する。

ウ スケールメリット確保の原則

入札は、対象施設を出来る限り一括とし、一定の契約規模の確保、夜間電力使用率の平準化などのスケールメリットの確保に配慮する。

エ 環境配慮の原則

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）の趣旨を踏まえ、電力契約は、「茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」（平成26年5月1日施行）に基づき行う。

(2) 指定管理者を導入した施設に係る原則

施設の管理運営を、指定管理者が行っている場合、電力に係る契約の判断は、原則として指定管理者が行うこととなるが、施設所管課は、基本原則(1)に配慮するよう募集要項や協定書等に明記するとともに、積極的な情報提供を行うなど、施設の管理運営に係る市の負担削減に努める。

5. その他

(1) 基本方針の見直し

電気事業制度の改正、市場動向や毎年度の入札等の成立状況等により、必要に応じて基本方針を見直す。